

北海道の印刷

5

第792号

2022年5月10日 発行

《北海道遺産》

札幌軟石

(札幌市)



【写真】石山緑地のネガティブマウンド

INDEX

- 3 令和4年度第1回理事会開催される
- 4-5 「北海道印刷工業組合80年史」発刊のご案内
- 5 令和4年度通常総会開催のお知らせ
- 6-7 HOPE2022出展・セミナー出講のご案内
- 8-9 パワーハラスメント防止措置が中小企業にも義務化
- 10 中小企業活性化パッケージのご案内

北海道印刷工業組合

〒062-0003 札幌市豊平区美園3条5丁目1番15号 原ビル

TEL.011-595-8071 / FAX.011-595-8072

[Website] <https://www.print.or.jp> [E-mail] info@print.or.jp

P-00023

この印刷物は、CSRに取り組む印刷会社が製作した印刷物です。

令和4年度通常総会提出議案を審議

令和4年度第1回理事会開催

令和4年度第1回理事会が、4月27日午後1時30分から札幌市中央区の札幌パークホテルで理事12人と監事1人が出席して開催され、令和3年度決算、令和4年度事業計画（案）、同収支予算（案）などを審議し、令和4年度通常総会への提出議案を決定した。

理 事会は、岸理事長のあいさつの後、定数報告が行われ、理事長を議長に議事に入った。

(1)令和3年度事業報告書については、令和3年度の概要、組織の状況、諸会議の開催状況、実施事業について説明され、承認された。

(2)令和3年決算（案）については、令和4年3月31日現在の財産目録、貸借対照表、損益計算書、予決算対比表、剰余金処分案について説明され、4月19日に会計監査が行われ、決算内容・会計処理は適正である旨の監査報告書をいただいたことが報告され、令和3年度決算（案）を承認した。

令和3年度決算額は、収入総額が22,571,429円となり、当期純利益金額3,566,402円を計上し、令和3年度末（令和4年3月31日）の正味財産は、17,006,855円となった。剰余金処分案として、当期純利益金3,566,402円のうち特別積立金400,000円を処分額として、前期繰越剰余金8,018,453円と合わせ、11,184,855円を次期繰越剰余金とすることが承認された。

また、本部・支部合算の貸借対照表・損益計算書についても承認された。

(3)令和4年度事業計画（案）については、令和4年度は、これまで培ってきた事業の成果と実績を踏まえ、withコロナを見据え、「組織の拡大」、「広報活動の強化」、「未来を創る業界運動の展開」、「印刷の月」行事の取組、「共済事業への加入促進」、「福利厚生事業の実施」、「組織・財政状況の検討」、「第33回北海道情報・印刷文化典旭川大会の開催準備」を柱とした各種事業を、組合員企業の繁栄と発展のため積極的かつ強力に推進していくことが承認された。

(4)令和4年度収支予算（案）については、18,500,000円を計上することが承認された。

(5)令和4年度組合員の賦課金額及び徴収方法の決定（案）については、令和4年度賦課金額は、組合員各社からの売上額自主申告による20ランク制として、徴収方法は当月賦課金を当月末までに所属支部の指定預金口座に払い込むことが承認された。

(6)第33回北海道情報・印刷文化典旭川大会の負担金額及び徴収方法の決定（案）については、1社12,000円とし、所属支部の指定する期日までに所属支部の指定口座に払い込むことが承認された。



(7)理事の報酬（案）については、令和4年度専務理事報酬が原案どおり承認された。

(8)令和4年度借入金の最高限度額（案）については、本組合運転資金の借入枠として、500万円とすることが承認された。

(9)任期満了による役員の改選については、理事・監事数および選出基準に基づき、各支部より推薦された理事候補者15人と監事2人を、総会で改選が行われる役員の候補者として承認された。

(10)令和4年度通常総会の開催及び提出議案については、5月20日午後2時30分から札幌パークホテルで、新型コロナウイルス感染防止に配慮し開催することを決定した。

提出議案は、(1)令和3年度事業報告について、(2)令和3年度決算（案）について・監査報告、(3)令和4年度事業計画（案）について、(4)令和4年度収支予算（案）について、(5)令和4年度組合員の賦課金額及び徴収方法の決定（案）について、(6)第33回北海道情報・印刷文化典旭川大会の負担金額及び徴収方法の決定（案）について、(7)理事の報酬（案）について、(8)令和4年度借入金の最高限度額（案）について、(9)任期満了による役員の改選の9議案とすることを決定した。

次に、報告事項として、令和3年度加入組合員（1社）・脱退組合員（1社）が報告された。

以上で、議事を終了し、各支部の活動状況ならびに近況についての報告が行われ、理事会を終了した。

「北海道印刷工業組合80年史」を発刊

電子版をホームページに掲載

北海道印刷工業組合は、昭和15年1月に設立され、令和2年に80周年を迎え、令和2年11月6日に記念事業を挙行了。これら80周年記念事業の有終として、このたび、平成5年に発刊された「北海道印刷工業組合50年史」の続編として、以後の30年間の組合活動・業界運動などを収録した「北海道印刷工業組合80年史」を発刊した。

北海道印刷工業組合80年史は、発刊あいさつ、経済産業省北海道経済産業局長・北海道知事・札幌市長・北海道中小企業団体中央会長・札幌商工会議所会頭・全日本印刷工業組合連合会長の6氏からの祝辞につづき、80周年記念式典・記念講演・記念パーティの内容を掲載し、平成3年から令和2年までの30年間の組合活動ならびに業界の変遷などを収録し、年表を掲載している。

仕様は、A4判・本文192頁・全頁カラー印刷・上製本・化粧箱入。

また、電子版も制作し、北海道印刷工業組合ホームページに掲載している。<https://www.print.or.jp/ebook/index.html>

30年間の活動の主な収録内容は次のとおり。



平成3年	業界挙げて取引改善運動「決起大会」／「印刷月間」で行事多彩に
平成4年	印刷物発注の適正化「要望書」、需要家や行政へ提出／コミュニティ誌「北街道」創刊
平成5年	各行事で業界イメージアップを意識／委員会活動も変革を意識
平成6年	広報誌を「北海道印刷時報」から「北海道の印刷」へ変更／工組独自開発の経営管理ソフト「ひぐまシリーズ」発表
平成7年	電子化技術への対応急務に／次世代の印刷経営の在り方を考える契機にも
平成8年	「'97北海道印刷文化典」成功期し準備開始／経営では労働時間短縮が課題に
平成9年	「'97北海道印刷文化典」が「デジタル・ドリーム」テーマに開催／全国から800人、一丸となって課題対応を誓う
平成10年	デジタル関連の研修会に注力／新理事長に中西弘也氏
平成11年	新中小企業支援策「経営革新支援法」へ対応開始／北印工組ホームページ開設
平成12年	創立60周年を盛大に祝う／新理事長に岸洋氏
平成13年	「北海道総合印刷機材展」が「北海道情報・印刷産業展」に衣替え／室蘭支部が50周年
平成14年	壊滅的価格破壊を阻止／北海道印刷業者大会47年ぶりに釧路で
平成15年	「印刷業」など「不況業種指定」／札幌市に対し印刷統一仕様書提案
平成16年	新理事長に岡部康彦氏／道・札幌市の官公需で動き
平成17年	'05北海道情報・印刷産業展が盛大に開催／北海道情報・印刷文化典は旭川で
平成18年	北海道庁へ印刷発注についての要望書／日経に意見広告

平成19年	旭川支部で「第1回印刷の月特別企画展」開催／地区協で「設備の共有化」の可能性協議
平成20年	再生紙の古紙配合率問題で道内官公庁へ要望／諸資材値上げで北海道新聞に意見広告
平成21年	「業態改革」は実践へ／官公庁への要望活動は継続
平成22年	2012年全日本印刷文化典北海道大会をピーアール／印刷・同関連業の出荷額が2年連続で大幅減
平成23年	東日本大震災の影響へ対応／総代会を総会に変更
平成24年	2012全日本印刷文化典北海道大会に全国から600人／「ソリューション・プロバイダーへの道」文化典宣言を採択
平成25年	総会で規約改正／若手はブランド戦略を实践
平成26年	ポジフィルム廃止の時代へ／新理事長に板倉清 氏
平成27年	北海道情報・印刷産業展は「HOPE」へ衣替え決定／「サービス+製造業への体質転換」意識
平成28年	「HOPE」道内印刷関連業の原動力に／「GP制度」の普及図る
平成29年	ダイバーシティへの取組強化／HOPEでは「正しい経営」の在り方学ぶ
平成30年	新理事長に岸昌洋 氏／官公需における知的財産権で進展
平成31年 (令和元年)	組合事業の深化図る／最低制限価格制度採用に向けて動き
令和2年	創立80周年記念事業厳かに挙行／コロナ禍で遠隔会議も進展

令和4年度通常総会の開催のお知らせ

北海道印刷工業組合は、令和4年度通常総会を、新型コロナウイルス感染防止に配慮し、下記により開催する。

記

1. 開催日時 令和4年5月20日(金) 午後2時30分
 2. 開催場所 札幌パークホテル（札幌市中央区南10条西3丁目 電話011-511-3131）
 3. 議案
 - 第1号議案 令和3年度事業報告について
 - 第2号議案
 1. 令和3年度決算（案）について
 2. 監査報告
 - 第3号議案 令和4年度事業計画（案）について
 - 第4号議案 令和4年度収支予算（案）について
 - 第5号議案 令和4年度組合員の賦課金額及び徴収方法の決定（案）について
 - 第6号議案 第33回北海道情報・印刷文化典旭川大会の負担金額及び徴収方法の決定（案）について
 - 第7号議案 理事の報酬（案）について
 - 第8号議案 令和4年度借入金の最高限度額（案）について
 - 第9号議案 任期満了による役員の改選について
- 報告事項

HOPE2022

出展・セミナー出講のご案内



HOPE実行委員会は、2016年から開催し、6回目となる「HOPE2022」を、新型コロナウイルス感染防止に万難を排し、働き方改革により就業形態が変化していることから、9月7日(水)・8日(木)の平日2日間、札幌市白石区のアクセスサッポロを会場に開催します。

現在、出展ならびにセミナー出講の募集を行っています。

HOPE2022ご出展ならびにセミナーご出講のお願い

印刷資機材・情報機器製造ならびに販売各社の皆様には、平素から道内印刷関連業界に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

HOPE (HOKKAIDO PRINT EXPO) は、セミナーと展示会を組み合わせた学びと情報発信の場として、2016年からこれまで5回開催して参りました。

お蔭様で多くの方々から高い評価をいただいております。

HOPE展は、一昨年は新型コロナウイルス感染症拡大の完全収束が見通せない状況で、感染拡大の懸念が払拭されないため中止させていただきましたが、昨年は技術・情報革命が著しい印刷産業において、北海道における情報過疎を回避するため、新型コロナウイルス感染防止対策を入念に準備し、万全の対策を施し、関係者の皆さまのご協力により、HOPE2021を9月に開催させていただきました。ただ会期1週間前に緊急事態宣言が発せられるという難しい環境になり、存分な成果を得る機会を逸したことは残念でしたが、所期の目的はおおよそ達成できたものと思っています。

今、印刷産業は、コロナ禍の影響もあり、取り巻く環境が様変わりし、未曾有の転換期にあり、勝ち残っていくためには、新しい印刷産業へのリ・デザインが求められています。

そのためには、ハードとソフトの両方に着目をして、新しい目線で印刷産業を捉え、印刷産業が発展を遂げられるようにしていかなければなりません。

第6回となります今年の「HOPE2022」は、新型コロナウイルス感染予防にできる限りの方策を施し、働き方改革により就業形態が変化していることから、本年は9月7日(水)・8日(木)2日間の平日に、札幌市白石区のアクセスサッポロで、「INSATSU未来トランスフォーメーション」をテーマに開催します。

今年の「HOPE2022」は、過去5回の反省点を踏まえ、さらに工夫を凝らし、学びと情報発信の場として、より有効に活用できるように努めて参ります。

印刷資機材・情報機器製造ならびに販売各社の皆様には、ICT時代を切り開く大きな戦力や武器となる最新の機器・機材・資材等のご出展ならびに企業発展に寄与する経営・技術情報等のセミナーをご出講いただきたくお願い申し上げます。

印刷関連業の皆様には、自社のコラボレーションビジネス情報発信の場として、ご出展ならびにご出講いただきたくお願い申し上げます。

令和4年4月

HOPE実行委員会

会長 岸 昌洋

開催要領

① 日 時 令和4年9月7日(水)・8日(木) 10:00～17:00 (8日は16:00終了)

② 会 場 アクセスサッポロ (札幌市白石区流通センター4丁目3番55号)

※会場の詳細は、アクセスサッポロのホームページ (<http://www.axes.or.jp>) をご参照ください。

③ テーマ INSATSU未来トランスフォーメーション

④ 展示会 Dホール 80小間

⑤ セミナー	会場名	定員	10:30～12:00	12:30～13:30	13:45～14:45	15:00～16:00
9月7日(水)	小 展 示 場	50人	基調講演		②	
	レセプションホール	40人		①		③
9月8日(木)	小 展 示 場	50人	特別企画		⑤	
	レセプションホール	40人		④		⑥

出展およびセミナー出講募集要領

1 展示会

- ① 出 展 料 金 1小間(間口3,000mm×奥行2,500mm×高さ2,400mm) 110,000円(税込121,000円)
※基本装飾(3面パネル・社名板のみ)、基本電気設営、電気使用料を含みます。
- ② 搬入・設営 9月5日(月) 10:00~17:00/9月6日(火) 9:00~17:00
- ③ 撤去・搬出 9月8日(木) 16:00~20:00

2 セミナー

- ① 開催協力金 1セミナー50,000円(税込55,000円)
※プロジェクター、スクリーン、マイクは実行委員会で用意します。
それ以外のものは各社でご用意ください。
- ② 開催方法 ①2日間で8小間のセミナー枠を設け、うち6小間を販売します。
②セミナー会場は、ソーシャルディスタンスを確保のうえ配席し、椅子のみとします。
(机は配置しませんのでご了承ください)
③セミナー受講料は、原則、無料とします。
④受講者募集の周知は、実行委員会およびセミナー購入会社が協力して行います。
⑤お申込みいただいたセミナー開催希望日は、調整させていただく場合があります。
- ③ 時 間 1セミナー:60分

3 申込方法

出展・セミナー出講申込書に必要事項をご記入の上、下記へお申込みください。
※出展・セミナー出講申込書は、<https://www.print.or.jp>よりダウンロードできます。

HOPE実行委員会

〒062-0003 札幌市豊平区美園3条5丁目1番15号 原ビル4階 北海道印刷工業組合内
電話011-595-8071 FAX011-595-8072 [e-mail] hope@print.or.jp

4 申込期日

令和4年5月25日(水) ただし、申込先着順とし、満小間になり次第、募集を締め切ります。

5 出展・出講料金のお支払

募集締切後、請求書をお送りさせていただきます。
納入期限は、令和4年7月29日(金)とさせていただきます。

6 展示会配置図およびセミナー時間割

7月上旬開催予定の「出展社説明会」でお知らせします。

7 ポスター、ガイドブックおよびDM/ハガキ(7月中旬作製予定)

ご希望の場合は、出展・セミナー出講申込書にご記入ください。
なお、配付数については調整させていただく場合があります。

8 展示会での特別装飾・照明(有料)

ご希望の場合は、出展・セミナー出講申込書にご記入ください。

9 貸出備品、会場使用の注意事項等について

「出展社説明会」でお知らせします。

令和4年
4月1日より

労働施策総合推進法に基づく 「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されました！

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。
中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されました（令和4年3月31日までは努力義務）。

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例

代表的な言動の6つの類型	該当すると考えられる例
1 身体的な攻撃 暴行・傷害	● 殴打、足蹴りを行う。 ● 相手に物を投げつける。
2 精神的な攻撃 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言	● 人格を否定するような言動を行う。 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。 ● 業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。
3 人間関係からの切り離し 隔離・仲間外し・無視	● 1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。
4 過大な要求 業務上明らかに不要なことや 遂行不可能なことの強制・仕事の妨害	● 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。
5 過小な要求 業務上の合理性なく能力や経験と かけ離れた程度の低い仕事を命じること や仕事を与えないこと	● 管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。 ● 気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。
6 個の侵害 私的なことに過度に立ち入ること	● 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。

※個別の事案について、パワハラに該当するのかの判断に際しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。

また、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、相談者と行為者の双方から丁寧に事実確認を行うことも重要です。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

事業主の方針等の 明確化および周知・啓発	①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に 対応するために 必要な体制の整備	③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラ に関する事後の 迅速かつ適切な対応	⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること （事実確認ができなかった場合も含む）
併せて講ずべき措置	⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。

職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取り組み

以下の望ましい取り組みについても、積極的な対応をお願いします。

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、単独ではなく複合的に生じることも想定し、**一元的に相談に応じることのできる体制を整備すること**
- 職場におけるパワーハラスメントの**原因や背景となる要因を解消するための取り組み**を行うこと
（コミュニケーションの活性化のための研修や適正な業務目標の設定等）
- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を行う際に、自ら雇用する労働者以外に、以下の対象者に対しても**同様の方針を併せて示すこと**
 - ・他の事業主が雇用する労働者
 - ・就職活動中の学生等の求職者
 - ・労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）
- **カスタマーハラスメント**に関し以下の取り組みを行うこと
 - ・相談体制の整備
 - ・被害者への配慮のための取り組み
（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
 - ・被害防止のための取り組み（マニュアルの作成や研修の実施等）

職場におけるパワーハラスメント防止措置に関する詳しい情報・お問い合わせ

都道府県労働局雇用環境・均等部（室） <https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

社内の体制整備に活用できる情報・資料

- 事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料

厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

職場におけるハラスメント防止のために 検索

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」

職場におけるハラスメントに関する情報を発信しています。

あかるい職場応援団 HP 検索



中小企業活性化パッケージのご案内

コロナ資金繰り支援の継続と収益力改善・事業再生・再チャレンジの促進

経済産業省は、コロナ資金繰り支援の継続や増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開するため、金融庁・財務省と連携して、「中小企業活性化パッケージ」を策定した。

今後は、本パッケージに基づき、中小企業等の活性化に向けた施策が展開される。

■概要

- 日本の企業数の99.7%、雇用の7割を占める**中小企業は成長と分配の好循環のエンジン**。
- 足下では、事業復活支援金や資金繰り支援等を通じて中小企業の事業継続を強力に支援**するとともに、官民金融機関が条件変更等の柔軟な対応を実施[※]（※）政府としても累次にわたり要請しており、条件変更の応諾率は約99%（21年12月末）
- こうしたなか、**年度末の資金繰り支援の徹底を官民金融機関に要請**するとともに、感染状況等を踏まえ、**融資期間の延長**をしたうえで**実質無利子・無担保融資、危機対応融資を6月末まで継続**。さらに**日本政策金融公庫の資本性劣後ローンも来年度末まで継続**。
- 併せて、債務に苦しむ状態が長く続けば、十分な人材投資、設備投資が困難となり、成長と分配の好循環が停滞するおそれ。このため、**増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開する**。

■本パッケージに基づく施策

I. コロナ資金繰り支援の継続

- ・セーフティネット保証4号の期限延長
- ・政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の継続等
- ・新型コロナウイルス対策資本性劣後ローン（日本政策金融公庫）

・「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の策定・活用

- ・中小企業再生ファンドの拡充
- ・再生事業者の収益力改善支援の拡充
- ・個人破産回避に向けたルールの特例化

II. 中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援

- ・認定支援機関の伴走支援強化
- ・協議会による収益力改善支援強化

・再チャレンジ支援の拡充

・収益力改善・事業再生・再チャレンジの一元的な支援体制の構築

本パッケージの概要や施策の詳細は、下記ホームページ（経済産業省）を参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304006/20220304006.html>

あなたの会社の製品やサービスを 全国4千社にPRしましょう!!

**無料
にて
継続中**

1 メルマガで
写真入り広告を
配信

2 サイト内
専用ページで
さらにPR



全印工連では、引き続き、既存のメルマガシステムを活用した「共創ネットワーク通信」を発信し、全印工連のホームページ内の「共創ネットワーク通信」の専用サイトの充実も図っていきます。

この度、これまでのテキストベースのメルマガが写真入りでカラー配信となり、
サイトも検索機能が付加されパワーアップしました。

※専用サイトの各社ページはカテゴリごとの分類でアーカイブ化され、いつでも検索してご覧いただくことができます。

1 全国の仲間(約4千社)へ
発信したい新製品や新サービスの情報を
メルマガで写真入り広告にて配信。

+

2 メルマガからのリンクでアクセスできる
「共創ネットワーク通信サイト」内の
専用ページにてさらに詳細をPRいただけます。

ぜひ、多くの組合員さんにご活用いただき
発信側・受信側ともにメリットのある展開を実施したいと思います。
ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

お申し込み・お問い合わせ等くわしくは

<http://www.aj-pia.or.jp/kyousou-net/>

共創ネットワーク通信

検索



共創ネットワーク通信 Facebook



全印工連・東印工組 経営革新マーケティング委員会